

令和元年12月

お客さま各位

甲府信用金庫

お借入完済等に伴う契約書類の当金庫保管について

平素は甲府信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、お客さまにご利用いただきましたお借入の完済後、当該お借入に係る下記の契約書類につきましては、お客さまに返却せず当金庫において一定期間保管した後、適切に廃棄処分する取扱いとしました。

なお、当該契約書類をご入用の場合にはご返却いたしますので、お取引店にお申し出ください。

お客さまには何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

【当金庫で保管する契約書類】

1. 手形貸付に係る約束手形 等
2. 証書貸付に係る金銭消費貸借契約証書 等
3. 当座貸越に係る当座貸越契約証書 等
4. 保証契約に係る保証約定書 等

※代理貸付に係る債権書類および担保関係に係る契約書類は、これまでどおりご返却いたします。

以上